

お 知 ら せ

令和 8 年 1 月 2 1 日
宇部市総務部契約監理課

工事費内訳書の取扱いの変更について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 9 号）」の施行により、入札時に提出を求めている入札金額の内訳（工事費内訳書）に、材料費、労務費等の明示が義務付けられたことから、工事費内訳書の取扱いを下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 変更内容

(1) 工事費内訳書への材料費、労務費等の表示

今後は、工事費内訳書に以下の事項を全て表示（記載）する必要があります。

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 法定福利費
- ・ 安全衛生経費
- ・ 建設業退職金共済契約に係る掛金

(2) 発注者が行う工事費内訳書の確認・審査

- ・ 工事費内訳書に上記事項の記載漏れがあった場合、原則として無効入札とします。
ただし、当面の間、開札日の翌々日（休日等を除く。）の正午までに必要事項が漏れなく記載された工事費内訳書を再提出した場合は、無効としないこととします。
- ・ 今後、工事費内訳書をもとに、適正な労務費の確保に向けた調査（労務費ダンピング調査）を行う予定としています。（時期未定）

2 適用日

令和 8 年 1 月 2 1 日以降に、入札公告又は指名通知する工事から適用する。

3 宇部市ウェブサイトの関連ページ

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu_keiyaku/1006437.html
（ウェブ番号：1006437）